

条例の基本構成

- こどもに関する条例の他市事例を概観すると、章構成や表現、記載の具体度はそれぞれ異なるものの、①前文、②総則、③こどもの権利、④こどもの権利を保障するための大人の責務、⑤こどもに関する施策とその推進体制、といった基本的な5つの要素によって構成されるものが多くなくなっています。

○ 本市における条例の基本構成案も、これら5つの要素を含むものとなっています。

資料5

【条例の章構成の比較】

名古屋市中区 子ども条例		岩倉市 子ども条例		大垣市 子育て支援条例		(仮称)小牧市地域こども 子育て条例の基本構成案	
前文		前文		前文		前文	
第1章 総則		第1章 総則		第1章 総則		第1章 総則	
○ 目的		○ 趣旨		○ 目的			
○ 定義		○ 定義		○ 基本理念			
第2章 子どもの権利		第2章 子どもの権利				第2章 こどもの権利と責任	
○ 子どもにとって大切な権利及び責任		○ 子どもの権利の保障					
○ 安全に安心して生きる権利		○ 自分らしく生きる権利					
○ 一人一人が尊重される権利		○ 育つ権利					
○ 豊かに育つ権利		○ 守られる権利					
○ 主体的に参加する権利		○ 参加する権利					
第3章 子どもの権利を保障する大人の責務		第3章 子どもの権利を保障するための責務				第3章 大人の役割・責務	
○ 共通の責務		○ 保護者の責務と役割		第2章 子どもの育成と子育て支援に関する役割			
○ 市の責務		○ 市の責務と役割		○ 市民の役割			
○ 保護者の責務		○ 市民の責務と役割		○ 家庭の役割			
○ 地域住民等の責務		○ 学校の責務と役割		○ 地域の役割			
○ 学校等関係者の責務		○ 事業者の責務と役割		○ 幼稚園・保育園・学校の役割			
○ 事業者の責務				○ 事業者の役割			
○ 市の責務				○ 市の役割			
第4章 子どもに関する基本的な施策等		第4章 子どもに関する施策				第4章 地域全体でこどもを育てる まちづくりの推進	
○ 虐待、体罰、いじめ等の救済等		○ 虐待、体罰、いじめ等からの救済					
○ 子どもの言ちの支援		○ 権利救済委員					
○ 子育て家庭の支援		○ 子どものための場所の確保					
○ 子どもの参画の促進		○ 施設の活用					
○ 関連施策との一体的推進		○ 子育ての支援					
○ 調査研究等		○ 子どもの参画の推進					
		○ 行動計画の策定と検証					
		○ 子どもの権利を考える週間					
		○ 市民への啓発					
第5章 子どもに関する施策の総合的な推進				第3章 推進体制等		第5章 推進体制	
○ 総合計画				○ 子育て支援計画			
○ 実施状況等の公表等				○ 子育て支援会議			
○ 拠点施設				○ 組織及び任期			
○ なごや子ども・子育て支援協議会				○ 水都っこウィーク			
		第5章 子どもの務め					
		○ 他の人の権利の尊重					
		○ 見て見ぬふりをしないこと					
		○ 平和への自覚					

前文 こども夢・チャレンジNo.1都市宣言、条例制定の趣旨 など

市民全体の行動指針

第1章【総則】

- ・ 目的
- ・ 定義
- ・ 市民全体で共有すべき理念 など

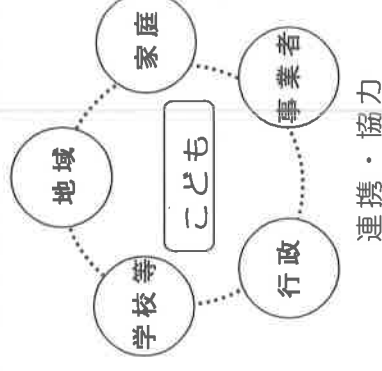
第2章【こどもの権利と責任】

- ・ 自分の権利
- ・ 他者の尊重
- ・ 社会規範の遵守 など

推進の仕組み

第3章【大人の役割・責務】

- ・ 市民に期待されている役割



第4章【地域全体でこどもを育てるまちづくりの推進】

- ・ こどもの夢や挑戦を応援する環境づくり
- ・ こどもの成長への支援（多様な経験や学びの機会の提供など）
- ・ 子育て家庭への支援 ・ 相談体制の充実
- ・ 安心、安全な環境づくり など

第5章【推進体制】

- ・ 推進会議の設置 など